

# ちくほう 労働者支援だより



## 日曜労働相談会のご案内

解雇、賃金未払い、いじめやパワハラなど、労働問題に関するご相談をお受けします。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

【日時】 **令和6年6月23日(日)**

10:00~18:00まで(受付は17:30まで)

【場所】 **福岡県筑豊労働者支援事務所**

飯塚市新立岩8-1 福岡県飯塚総合庁舎 別館2階

【電話】 **0948-22-1149**

◎予約優先(予約なしでも可)。

◎来所のほか、電話相談もお受けしています。

(労働者・使用者いずれの相談も対応いたします。)

◎相談内容によっては、弁護士と連携した相談も行います。



**秘密厳守**

**相談無料**

## 労働相談(無料)のお知らせ

筑豊労働者支援事務所では、労働条件、解雇、職場のいじめなどの労働問題についての相談をお受けしています。労働者及び使用者どちらからの相談にも対応しています。

通常相談 (来所・電話)	月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30~17:15	筑豊労働者支援事務所 福岡県飯塚総合庁舎 別館2階 飯塚市新立岩8番1号	相談電話 0948- 22-1149
夜間電話相談	毎週水曜日(祝日の場合は翌日) 17:15~20:00		
メール相談受付	随時受付 ※回答は電話等で行います	専用メールアドレス chikuhou-rso@pref.fukuoka.lg.jp	

★出張労働相談も実施しています。

前日12時までの予約が必要です。予約電話番号 0948-22-1149(筑豊労働者支援事務所)

宮若市: 毎月第2火曜日 13:00~16:00【会場: 宮若市役所 会議室】

直方市: 毎月第3火曜日 13:00~16:00【会場: 直方市役所 1階市民相談室】

田川市: 毎月第4水曜日 13:00~16:00【会場: 田川市役所内会議室】

嘉麻市: 随時受付【会場: 嘉麻市役所本庁舎 会議室】

※直方市、田川市では事前にお申し込みいただければ、上記日程以外でも相談を受付けています。

★職場の悩み相談(女性対象、前日12時までの予約が必要です。)

飯塚市: 毎月第1水曜日 10:00~12:00【会場: イイツカコミュニティセンター】

予約電話番号 0948-22-7058(飯塚市男女共同参画推進センター・サンクス)

# 2024年4月から労働条件明示のルールが変わりました



労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されました。

対象	明示のタイミング	新しく追加された明示事項
すべての労働者	労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期契約労働者	有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限の有無と内容  併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になります。
	無期転換ルール※に 基づく無期転換申込権が 発生する契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件  併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

- 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わりうる就業場所・業務の範囲を指します。
- 有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限（有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容の明示が必要です。
- ・4. 「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨と無期転換後の労働条件の明示が必要です。

※無期転換ルールとは、同一の利用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えると、労働者の申込により、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

詳しい情報はこちらをご参照ください。

- 改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト ①
- 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト ②
- 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について → 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部(室)、全国の労働基準監督署 ③




## 今後予定している労働相談会



相談会	日時
職場のハラスメント集中相談会	9月25日(水)、26日(木) 9:00~20:00
日曜労働相談会	11月24日(日) 10:00~18:00
解雇・雇止め集中相談会	令和7年2月26日(水)、27日(木) 9:00~20:00

※会場は、いずれも筑豊労働者支援事務所です。電話または面談により対応いたします。  
このほか、管内市町村と共催で労働相談会を開催予定です。詳しくは日程が決まり次第、市町村広報誌や県ホームページでお知らせします。

 福岡県筑豊労働者支援事務所からのご提案です。



働き方改革、  
はじめませんか？

福岡県働き方改革実行企業

## よかばい・かえるばい企業 参加募集中！！

「よかばい・かえるばい企業」とは「魅力ある職場づくり」を目指して働き方を見直すための取組を宣言し、実行する福岡県内の企業様です。



「よかばい」とは、  
「余暇【よか】を増やす年休取得推進」と  
「良い【=よか】(good)」という意味です。

**Good!**

**Change!**

「かえるばい」とは、  
「定時退社【=かえる】して残業を削減する」と  
「変える【かえる】(change)」という意味です。



### 宣言するメリット

- ▶ 魅力ある職場づくりに役立つ助成金、セミナー等の情報をメールで入手。  
☞ 有益な最新情報をGet！
- ▶ ハローワーク求人票に「働き方改革実行企業」としてPR。  
☞ 求職者にイメージアップ！
- ▶ 「ふくおか県政推進サポート資金」の融資対象。  
☞ 県の推進施策へ参画する中小企業への事業資金の融資です。
- ▶ 県の競争入札参加資格審査の「地域貢献活動評価」の加点対象。  
☞ 「5 雇用拡大」と「36 働き方改革の推進」が対象。登録以外にも要件があります。… etc.

もちろん、御社の皆様の笑顔が、一番のメリットです！



宣言の例としては・・・

- 年次有給休暇を取りやすい職場にします！
- 業務効率化を図り、時間外労働を削減します！
- 子育て、介護をしながら働き続けられる職場にします！
- コミュニケーションを深め笑顔で成長できる職場にします！



詳細、参加申込は右下のQRコード、  
または、

働き方かえるばい 検索

登録・参加を  
お待ちしております



ご説明にもお伺いします。  
まずはお電話を。  
福岡県筑豊労働者支援事務所  
TEL：0948-22-1149

ちょっと、一言



# 24時間戦えますか？ と 勤務間インターバル制度



今は昔、平成（1989年～）の初め、パブル景気終焉のころ、栄養ドリンクのCMソングに「24時間戦えますか」とのフレーズがありました。

ところが、今、令和の時代では、**勤務間インターバル制度**が提唱されています。

実は、EU（欧州連合）では、このころから（1993年～）、この制度が義務付けられていて、現在では、最低、連続11時間の休息期間が必要となっています。

「勤務間インターバル制度」とは、終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間（インターバル時間）を設けることで、従業員の生活時間や睡眠時間を確保しようとするものです。

「労働時間等設定改善法」（労働時間等の改善に関する特別措置法）が改正され、2019年4月1日より勤務間インターバル制度の導入が事業主の努力義務となりました。

一定のインターバル時間を確保することで、従業員が十分な生活時間や睡眠時間を確保でき、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら働き続けることができます。

（出典：厚生労働省「働き方・休み方改善ポータルサイト」より）

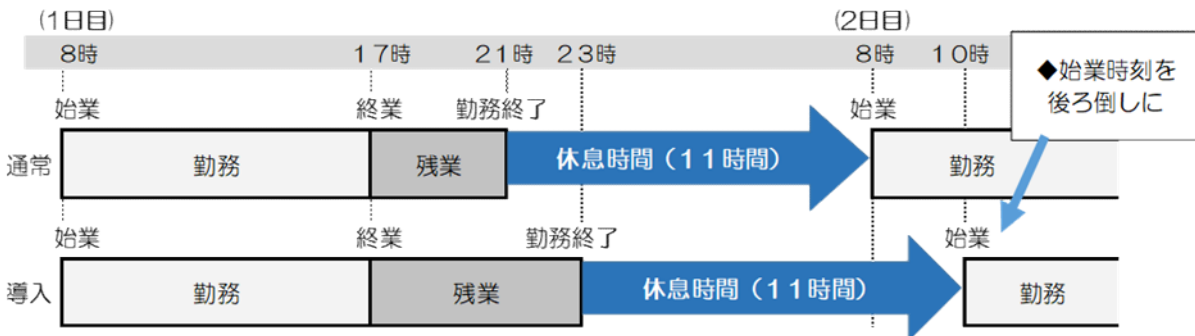
制度導入に取り組む中小企業事業主の皆さまには、厚生労働省の「働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）」の支援があります。助成金は、休息時間数（「9時間以上11時間未満」又は「11時間以上」）及び取組に対する成果目標の達成に応じて支給されます。

詳細については、下記URLまたは、右記の2次元コードからご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150891.html>



【例：11時間の休息時間（勤務間インターバル）を確保するために始業時刻を後ろ倒しにする場合】



## ☆ 女性の働きたい！を応援します！

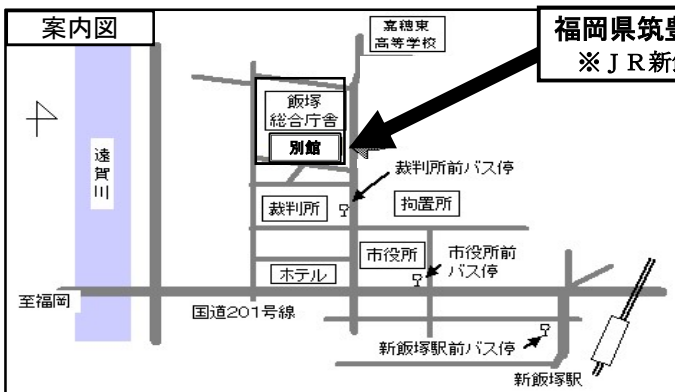
令和6年4月1日から『福岡県 子育て女性就職支援センター（筑豊）』が

『福岡県 ママと女性の就業支援センター（筑豊）』に名称が変わりました！

- ◆ 子育て中の女性から、**非正規雇用や求職中の女性**まで就職支援を広げるため、就職相談・情報提供、職業紹介に加え、**キャリアプランシートの作成を支援し**、より効果的なキャリア形成の相談を行います。



〒820-0004 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎別館2階 筑豊労働者支援事務所内  
 ☎ 0948-22-1681  
 （月～金曜 8：30～17：15 祝日・年末年始を除く）



**福岡県筑豊労働者支援事務所（飯塚総合庁舎別館2階）**  
 ※JR新飯塚駅から約800メートル（徒歩約15分）

■ 編集・発行 ■

令和6年6月発行

**福岡県筑豊労働者支援事務所**

〒820-0004 飯塚市新立岩8番1号

福岡県飯塚総合庁舎別館 2階

TEL：0948-22-1149

FAX：0948-22-4118

